

議案第132号

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する
条例案

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

「平成24年4月から平成27年3月までの各月分に限り」を「当分の間」に、「100分の28」を「100分の14」に、「100分の20」を「100分の10」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

副市長、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員及び市長の秘書の職を占める職員の給料月額の特例措置を講ずる期間を延長するとともに、当該措置により減じる給料月額の割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（抄）

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号。以下「特別職給与条例」という。）に基づく副市長、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員（以下「常勤の監査委員」という。）及び特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める職員（以下「秘書」という。）の給料月額は、平成24年4月から平成27年3月までの各月分に限り、特別職給与条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、副市長にあつてはその $\frac{100}{100}$ 分の28に相当する額、常勤の監査委員にあつてはその $\frac{100}{100}$ 分の

$\frac{20}{10}$ に相当する額、秘書にあつてはその100分の11.5に相当する額をそれぞれ減じた額（副市長及

び常勤の監査委員にあつては、その額に、5,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、5,000円以上10,000円未満の端数があるときはこれを10,000円に切り上げた額）とする。ただし、特別職給与条例第4条第1項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。